

# 気になる数字 Data Box

町長コラム



寄居町長 峯岸 克明



この予算案をつくるに当たり、町の現状や将来予測、課題や伸びしろについて多方面にわたり職員の方々と共に検討いたしました。結論は、わが町には課題こそあれ、悲観的な要素は全くなし。むしろ伸びしろたっぷり、可能性無限大であるということです。

13日・14日にご審議をいただきます。本年度の一般会計予算は128億8233万2000円。①少子化対策の充実・強化、②地域内経済循環の促進、③教育施策の充実・強化、④健康長寿事業の積極的展開を柱として事業を推進してまいります。

この予算案をつくるに当たり、町の現状や将来予測、課題や伸びしろについて多方面にわたり職員の方々と共に検討いたしました。結論は、わが町には課題こそあれ、悲観的な要素は全くなし。むしろ伸びしろたっぷり、可能性無限大であるということです。

「人にやさしく やる気に満ちた未来をつくる 予算案」

令和5年度 当初予算案が議会上程され、3月13日・14日にご審議をいただきます。本年度の一般会計予算は128億8233万2000円。

①少子化対策の充実・強化、②地域内経済循環の促進、③教育施策の充実・強化、④健康長寿事業の積極的展開を柱として事業を推進してまいります。

この予算案で最も期待したいこと、それは各分野で新たな挑戦者が現れることです。世の中が常に変化しているように、町においても新たな風が吹き、挑戦の機運が高まる必要があります。それが町のエネルギーとなり、人を惹きつける魅力となります。逆に、官民含めて新たなチャレンジが減少し、変化が起きなくなると、時間が止まってしまったときが活動体としての町の終焉です。

何かを始めたい、この予算は使えるというものを数多くご用意いたしましたので、町民の皆様には本予算を活用して日々のチャレンジを楽しんでいただきたいと思っております。

まもなく桜の季節を迎えます。令和5年度の寄居町には「満開のチャレンジの桜」が咲きますように。

一人で、家族だけで、がんばり過ぎていませんか？

## 高齢者虐待を防ぎましょう



高齢者が家族や親族等から暴力を受けるなどの「高齢者虐待」は大きな社会問題となっています。

高齢者の介護や養護は、長期にわたるほど介護する人の心身に負担がかかります。介護疲れが介護する人を追い詰め、ストレスとなり、虐待を引き起こしてしまう場合もあります。気付かないうちに不適切な対応をとっていませんか。次のような行為は高齢者虐待に当たります。

虐待の種類	具体例
身体的虐待	たたく、つねる、殴る、蹴る、やけどを負わせる等
ネグレクト(介護・世話の放棄・放任)	入浴させない、室内にゴミを放置する、冷暖房を使わせないなど劣悪な住環境の中で生活させる、徘徊や病気の状態を放置する等
心理的虐待	排泄等の失敗に対して高齢者に恥をかかせる、子ども扱いする、無視する等
性的虐待	排泄の失敗に対して懲罰的に下半身を裸にして放置する、排泄や着替えの介助がしやすいという目的で、下着のままに放置する等
経済的虐待	年金や預貯金を無断で使用する、入院や受診・介護保険サービスなど必要な費用を支払わない等

高齢者虐待を防ぐためには、虐待が発生する環境をつくらないこと(予防)、早期発見、早期解決が大切です。一人で悩まず相談してください。また、虐待を発見した場合や虐待があると思ったときは、迷わず次の相談窓口等にご連絡ください。ご連絡いただいた方のお名前が、周囲に漏れることはありません。安心してご相談・ご連絡ください。

- 相談窓口**
- 福祉課(☎581・2121内線123・124)
  - 大里広域地域包括支援センター 埼玉よりい病院(☎584・0062)
  - 大里広域地域包括支援センター 寄居町社会福祉協議会(☎581・8548)



## 軽自動車税(種別割)に関するお知らせ

税務課 (☎581・2121内線154~156)

### グリーン化特例による軽減について

令和5年度軽自動車税(種別割)について、排出ガス性能と燃費性能の優れた軽自動車は、軽自動車税(種別割)が軽減されるグリーン化特例(軽課)が適用されます。対象となる車両は、ナンバー登録をした翌年度に限り軽自動車税(種別割)が軽減されます。詳細は下表をご覧ください。

車種区分	税率(年税額)			
	令和4年4月1日から令和5年3月31日までに最初の新規検査(ナンバー登録)をした車両			
	電気自動車 天然ガス自動車 ※1	乗用・営業用:令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準90%達成車 ※2	乗用・営業用:令和2年度燃費基準+ 令和12年度燃費基準70%達成車 ※2	
三輪	75%軽減 1,000円	50%軽減 2,000円	25%軽減 3,000円	
軽自動車 四輪以上	乗用	自家用	2,700円	
		営業用	1,800円	3,500円
	貨物	自家用	1,300円	
		営業用	1,000円	

※1 平成21年排出ガス基準10%低減、または平成30年排出ガス規制適合  
 ※2 揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする、平成17年排出ガス基準75%低減達成車(★★★★)、または平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限りです。  
 (注)最初のナンバー登録(初度検査年月)が平成22年3月以前の車両については、重課税率が適用されます。

### 農耕車(トラクター等)のナンバー登録をしましょう

トラクター、コンバイン等で乗用装置を有するものや、フォークリフトなどの小型特殊自動車は、公道を走らなくても所有していればナンバー登録が必要です。ナンバー登録が済んでいない車両を所有している方は、印鑑と車台番号等が分かる書類(販売証明書、譲渡証明書等)を持参し、税務課で登録をお願いします。

### お知らせ 重度心身障害者福祉タクシー 利用料助成制度

町では、対象の心身に障害のある方がタクシー(県と福祉タクシー協定を締結している事業者のタクシー)を利用した場合、その料金の一部を助成しています。この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

また、これまで利用券は1回の乗車につき1枚までの利用でしたが、4月1日から1回の利用額が初乗り料金相当額の2倍以上になる場合に限り、2枚まで利用できるようになります。

- ▶対象/町内に住所を有する身体障害者手帳1~3級または療育手帳A・Aを所有している方
- ▶登録方法/身体障害者手帳または療育手帳、印鑑を持参し、福祉課で手続きをお願いします。

※すでに登録されている方には、3月27日(月)から新しい利用券を交付します。身体障害者手帳または療育手帳、印鑑、古い利用券の残りをお持ちのうえ、福祉課へお越しください(随時受付)。



☎福祉課(☎581・2121内線122)

### お知らせ 高齢者福祉タクシー 利用料助成制度

町では、対象の高齢者の方がタクシー(町と協定を締結している事業者のタクシー)を利用した場合、初乗り料金を助成しています。この制度を利用するには、事前に登録が必要です。

- ▶対象/町内に住所を有する在宅の高齢者で、町民税非課税世帯のうち次の①~③のいずれかに該当する方
- ①75歳以上のひとり暮らしで『介護保険法』の要介護または要支援に認定されている方
- ②75歳以上の高齢者のみの世帯で『介護保険法』の要介護または要支援に認定されている方
- ③65歳以上で自動車運転免許証を自主返納した方

▶登録方法/介護保険被保険者証と印鑑を持参し、福祉課で手続きをお願いします(③の方は、運転免許の取消通知書をお持ちください)。

※すでに登録されている方には、3月中に交付申請についての案内を送付します。内容をご確認のうえ、申請書を福祉課へご提出ください。

☎福祉課(☎581・2121内線123・124)